

地域医療介護総合確保基金を活用した令和 5 年度事業の取組結果と
令和 6 年度事業における取組目標について

< 医療関係 >

1 令和 5 年度における県の定量的な目標値

- ・地域医療構想に基づき、2040 年までを見据えて 2025 年に必要となる医療機能ごとの病床数

高度急性期	1,437 床
急性期	4,376 床
回復期	4,579 床
慢性期	3,674 床

2025 年以降に医療需要のピークが到来する構想区域があることをふまえ、各区域のピーク時の必要病床数（三泗、鈴亀：2040 年、桑員：2035 年、津、伊賀、松阪：2030 年、伊勢志摩、東紀州：2025 年）を 2025 年に整備することをめざす。

- ・医師数（人口 10 万対） 223.4 人（平成 30 年） 240.5 人（令和 5 年）
- ・看護職員数 23,610 人（令和 2 年） 25,924 人（令和 7 年）
- ・訪問診療件数 10,375 件/月（令和 2 年度） 9,427 件/月（令和 5 年度）
- ・在宅療養支援歯科診療所またはかかりつけ歯科医機能強化型診療所の届出をしている歯科診療所数 165 施設（平成 29 年度） 219 施設（令和 5 年度）

2 目標の達成状況

- ・地域医療構想に基づき、2040 年までを見据えて 2025 年に必要となる医療機能ごとの病床数に対し、令和 4 年度病床機能報告で報告のあった機能別病床数を次の から の手順で補正した現状値は次のとおりでした。

【補正方法】

病床機能報告制度を補完するために導入した定量的基準により病床機能を補正

病床機能報告と基準病床数制度との関係を整理し、医療型障害児入所施設及び障がい者の療養介護を行う施設の病床数（366 床）を除外

【現状値】

高度急性期	目標値 1,437 床に対して、現状値は 1,516 床でした。
急性期	目標値 4,376 床に対して、現状値は 5,827 床でした。

回復期 目標値 4,579 床に対して、現状値は 4,230 床でした。
慢性期 目標値 3,674 床に対して、現状値は 2,979 床でした。

- ・ 医師数（人口 10 万対）は、目標 240.5 人に対して 241.2 人でした。
【令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計】
- ・ 看護職員数は、目標 25,924 人に対して 24,479 人でした。
【令和 4 年衛生行政報告例】
- ・ 訪問診療件数は、目標値 9,427 件以上に対して 11,487 件でした。
【厚生労働省 N D B 令和 4 年度診療分】
- ・ 在宅療養支援歯科診療所またはかかりつけ歯科医機能強化型診療所の届出をしている歯科診療所数は、目標 219 施設に対して 215 施設でした。
【東海北陸厚生局令和 5 年 7 月時点】

3 令和 5 年度の主な取組内容

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議において病床の機能分化・連携の議論を進めるとともに、各構想区域において現在の地域の医療需要に十分に配慮しつつ、病床数の減少を伴う病床機能再編を行う医療機関に対して補助を行いました。

医師の確保については、令和 2 年 3 月に策定した「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターにおいて若手医師のキャリア形成を支援する環境を整備したところ、県内の病院で専門研修を受ける医師は 567 人となり、順調に増加しています。また、将来県内で勤務する意思のある医学生に修学資金を貸与する事業では、これまで 907 名に対し修学資金を貸与したことから、中長期的な視点で医師の安定確保につながる体制が確保できました。

看護職員については、その確保・育成を図ることを目的に、看護師等養成所への運営支援等を実施するとともに、身近な地域で復職支援を受けられるようナースセンターのサテライト事業所を運営するなど、円滑な復職に向けた支援に取り組みました。また、本県の地域医療構想の実現度合を考慮し、国の需給推計をふまえて、令和 2 年 9 月に策定した「三重県看護職員需給推計」の目標達成に向けて取組を進めました。

在宅医療については、地域住民向け普及啓発資材の作成や在宅医療普及啓発研修会に取り組みました。また、郡市医師会が取り組む地域の在宅医療の体制整備に向けた取組を支援し、市町の在宅医療体制づくりを促進するとともに、訪問看護総合支援センターの設置や、訪問看護事業所間のネットワーク構築の推進等の取組を進めることで、在宅医療推進のための連携強化を図りました。

4 令和6年度における県の取組目標

本県では、平成29年3月に策定した地域医療構想に基づき、将来の病床数の必要量を見据えた医療機能の分化・連携を進めています。また、安心して暮らすことのできる地域づくりの観点からも、在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築を進めているところです。

また、令和6年4月にスタートする第8次三重県医療計画をふまえ、関連する各施策における目標の達成に向けて取組を進めていきます。

なお、本県においては、医療従事者数（人口10万対）が全国下位に位置しているなど、依然としてその確保が極めて重要課題であることから、平成30年度から開始された新たな専門医制度の動向を見据えながら、従事者の県内定着を図るとともに、看護職員については引き続き離職者の復職支援等の各種事業を展開していくことが必要です。

本計画では、こうした地域の現状等をふまえ、地域医療構想に基づき必要となる医療機能ごとの病床数の他、医師数については第8次（前期）三重県医師確保計画に基づく令和8年度の目標数値を、看護職員数については三重県看護職員需給推計に基づく目標数値を、薬剤師数については三重県薬剤師確保計画に基づく目標数値を、訪問診療件数訪問看護提供件数については第8次医療計画目標値をめざすこととします。

【定量的な目標値】

- ・地域医療構想に基づき、2040年までを見据えて2025年に必要となる医療機能ごとの病床数

高度急性期	1,437床
急性期	4,376床
回復期	4,579床
慢性期	3,674床

2025年以降に医療需要のピークが到来する構想区域があることをふまえ、各区域のピーク時の必要病床数（三泗、鈴亀：2040年、桑員：2035年、津、伊賀、松阪：2030年、伊勢志摩、東紀州：2025年）を2025年に整備することをめざす。

- ・医師数（人口10万対） 223.4人（平成30年） 257.1人（令和8年）
 - ・看護職員数 24,479人（令和4年） 25,924人（令和7年）
 - ・二次医療圏（病院）ごとの薬剤師偏在指標 及び要確保薬剤師数
- | | | | |
|---------|------------|------------|-------|
| 北勢医療圏 | 0.57（令和5年） | 0.74（令和8年） | 96.9人 |
| 中勢伊賀医療圏 | 0.71（令和5年） | 0.74（令和8年） | 14.9人 |
| 南勢志摩医療圏 | 0.65（令和5年） | 0.74（令和8年） | 23.8人 |
| 東紀州医療圏 | 0.42（令和5年） | 0.74（令和8年） | 10.0人 |

薬剤師偏在指標は、都道府県や二次医療圏などの個々の地域における、薬剤師の必要業務時間（需要）に対する、薬剤師の実際の労働時間（供給）の比率を指標として算出したもの。

- ・訪問診療件数 131,258件/年（令和3年度） 163,632件/年（令和9年度）
- ・訪問看護提供件数 125,317件/年（令和3年度） 156,395件/年（令和9年度）

【新規事業】

県内病院間のシームレスな医療情報連携に向けた医療DX基盤の整備

高度のセキュリティを維持しつつ、必要な患者情報を病院間や医療従事者間の情報共有を円滑に行うための本人認証のオンライン基盤を構築し、電子カルテベンダーの枠を超えて、遠隔ネットワークシステムや医療用クラウドを安心、安全に活用できる環境を整備する。

終末期がん患者の療養生活を支える地域緩和ケア連携ネットワーク整備事業

圏域ごとの「地域緩和ケアコーディネーター」の配置や、緩和ケア地域連携調整に関する情報交換を行う緩和ケアネットワークを新設することで、病院緩和ケアチーム、在宅緩和ケア充実診療所、緩和ケア病棟等の連携が推進され、施設を超えた地域への緩和ケアコンサルテーションが可能となる仕組みを構築する。

訪問看護事業所の安全確保対策事業

訪問看護人材の離職防止と安全・安心対策事業

居宅療養患者の薬剤誤嚥防止のための摂食嚥下機能訓練支援事業

摂食嚥下能力が悪いと思われる患者に薬剤師が積極的に介入することで、歯科医師等の口腔衛生の専門家と連携して摂食嚥下改善を図る。

特定行為研修制度普及促進事業

専門性の高い看護職員を確保・養成するため、県内医療機関等における特定行為研修の普及・促進を図る。

専任教員養成講習会事業

看護教育の質の向上を図ることを目的に、専任教員養成講習会を開催するための準備を行う。

県外医師等の確保対策・情報発信事業

医師確保を図るため、県外の医学生・医師の県内勤務を促進する支援制度を創設する。併せて、三重県出身医師の人脈を活用し、県内で働く魅力を発信する。

へき地オンライン診療体制整備実証事業

今年度実施しているオンライン診療のモデル検討事業の成果をふまえ、へき地におけるオンライン診療の導入に取り組む市町等の費用を支援する。

医療機関等物価高騰対策支援事業

医療機関が提供する食事療養について、食材料費の高騰により大きな影響を受けていることから支援を行う。

< 介護関係 >

1 令和5年度における県の定量的な目標値

- ・ 認知症高齢者グループホーム 5 事業所 (63 床)
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業所 1 事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 事業所 (13 床)
- ・ 施設内保育所 1 事業所
- ・ 県福祉人材センターの事業による介護事業所等への就職者数 300 名

2 目標の達成状況

- ・ 認知症高齢者グループホームは、目標 5 事業所に対し 2 事業所を達成し、3 事業所は事業繰越となりました。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業所は、目標 1 事業所を達成することができませんでした。
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所は、目標 2 事業所をすべて達成できました。
- ・ 施設内保育所は、目標 1 事業所を達成することができませんでした。
- ・ 県福祉人材センターの事業による介護事業所等への就職者数は、目標 300 名に対して 214 名でした。

3 令和5年度の主な取組内容

市町介護保険事業計画による認知症高齢者グループホーム等の施設整備に対し補助をし、認知症高齢者や中重度の要介護者、一人暮らしの者が、住み慣れた地域で今までの生活が維持できるサービス事業所の整備が進んだと考えます。

また、特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修事業により、個人の尊厳に対する配慮や、簡易陰圧装置の設置等、新型コロナウイルス感染防止対策の支援を行ったことで、入所者が安心して生活を送っていただくための整備が進んだと考えます。

県福祉人材センターに配置したキャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援等により、214 名の介護人材が確保され、また、介護人材の確保に取り組む市町・介護関係団体等へ支援することで、介護人材が確保されました。

介護職員の資質向上につながる研修を実施する職能団体等への支援や、介護職員の研修受講経費を支援することで、介護職員の資質が向上しました。

4 令和6年度における県の取組目標

本県の高齢化率は、令和5年10月1日現在で30.6%となっており、将来においても全国平均を上回って推移すると推計されています。また今後、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者、一人暮らしの高齢者の増加も見込まれることから、それら的高齢者が住み慣れた地域で生活が維持できるように、地域の特性に応じた多様なサービスが適切に受けられる体制の介護施設の整備等を進めていく必要があります。

こうした状況に対応するため、これまでの取組の検証もふまえ、令和6(2024)年度からの3か年を計画期間とする「みえ・高齢者元気ががやきプラン」(「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画」)を令和6年3月に策定しました。今後この計画に基づき、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることで、地域共生社会の実現をめざしています。

同時に、介護従事者の確保と定着が重大な課題であることから、これまでの取組を継続しつつ、多様な人材の参入促進を図るとともに、介護職員が定着するための環境整備を行うことで、介護職員の量的な確保を図る必要があります。併せて、介護ニーズの高度化・多様化に対応できるよう、介護人材の質の向上を進めていく必要があります。

本計画では、こうした現状等をふまえ、以下の整備等を進めていきます。

【定量的な目標値】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所(9床)
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所(9床)
- ・県福祉人材センターの事業による介護事業所等への就職者数 300名